

## 別表（第5条関係）

## 大野市働く人にやさしい企業認定基準

取組分野	制度	取組項目	配点
働き方	ノー残業デー制度	毎週又は毎月、指定日を決めて定時帰宅する制度	6
	朝型の働き方	始業時刻を30分以上前倒しする制度	3
	短時間勤務制度	所定労働時間より短い時間で勤務できるようにする制度	3
	在宅勤務制度	情報通信技術を活用した在宅勤務制度	10
休暇制度	時間単位での年次有給休暇制度	年に5日を限度に時間単位で有給休暇を取得できる制度	3
	半日単位での年次有給休暇制度	午前と午後それぞれ半日として有給休暇を取得できる制度	3
	アニバーサリー有給休暇制度	誕生日、結婚記念日など、本人や家族の記念日に合わせた有給休暇を毎年1日以上取得できる制度	6
	大型連休制度	計画的に大型連休を取得できる制度	6
	教育訓練特別休暇制度	教育訓練受講に伴い、毎年3日以上有給休暇を取得できる制度	6
	妻の出産休暇制度	妻の出産日前後3日間を有給休暇として取得できる制度	6
	不妊治療休暇制度	不妊治療を行うため、申告した日を有給休暇として取得できる制度	6
賃金制度	通勤手当拡充制度	通勤手当の上限を拡大	6
	資格手当制度	会社の業務内容に沿った資格取得に対して毎月手当を支給	6
	住宅手当制度	住宅に係る費用の一部を毎月手当として支給	3
	家族手当制度	結婚・子育てに伴う負担増を手当てとして上乘せ支給する制度	3
	給与のベースアップ	給与の一律引上げを行う	10
	非正規雇用者の処遇改善	基本給、諸手当、賞与、昇給等における正規雇用者との待遇差を改善する	10
	退職金制度	中退共、特退共、建退共等の退職金制度を導入	10
生産性向上等	出退勤管理システムの導入	タイムカードなど、労働者の出退勤を管理するシステムを導入/更新する	3
	ムダの排除	日常の業務に散在するムダを排除する	6
	生産性向上のための新たなシステムの導入	生産性向上のための新たなシステムを導入する	10

	従業員研修の実施	管理者向け、女性活躍、高齢者活用、新入社員など従業員意識向上のため、定期的な研修を実施する	6
職場環境	補助制度を活用した雇用維持	国・県・市の各補助制度を活用し、正規・非正規問わず雇用維持に努める	6
	面談制度	従業員と上司が面談を行う制度	6
	仕事と育児の両立支援制度	育児休業中の従業員と、定期的に連絡を取り合う制度	3
	大野市育児休業等取得促進補助金の活用	男性従業員に年間12日以上育休を取得させた事業所に10万円を補助 他、育児休業・介護休業に係る補助有り	3
	ハラスメント防止対策制度	社内におけるハラスメント行為を予防防止する制度	3
	女性活躍推進制度	職場における女性の活躍を推進する制度	10
	高齢者雇用確保措置	定年年齢又は継続雇用の上限年齢を引き上げる	6
	障害者雇用確保措置	障がい者の採用と職場定着の促進	10
健康確保維持	生活習慣病予防検診制度	定期健康診断の実施	3
	生活習慣病予防検診制度	定期健康診断に追加の検診を実施	3
	生活習慣病予防検診制度	非正規労働者対象定期健康診断の実施	3
	メンタルヘルス対策	ストレスチェックの実施	3
	メンタルヘルス対策	心の健康に関する相談窓口を設置	3

2分野以上に取り組み、合計点が30点以上の場合認定対象とする。